



■記載変更について

小型二輪車(排気量250ccを超えるのオートバイ)の車検証上の名義・氏名。住所等を変更するための手続きです。
ご不明な点がございましたら山形ナンバーの車両については(TEL:050-5540-2013)へ
庄内ナンバーの車両については(050-5540-2014)へお問い合わせください。

■必要書類

- ①自動車検査証(車検証)
- ②変更の原因を証する書面

(A)住所変更があった場合

個人の場合 車検証の住所から現在の住所までの**つながりがわかる**住民票(発行後3ヶ月以内、写し可)、
住居表示変更通知書等

法人の場合 車検証の住所から現在の住所までの**つながりがわかる**商業登記簿謄(抄)本(発行後3ヶ月以内、
写し可)

**注 住民票でつながりが証明できない場合は、住民票に追加してつながりが証明できる住民票の除票や戸籍附票
が必要です。**

(B)氏名又は名称に変更があった場合

個人の場合 **氏名**の**つながりがわかる**戸籍謄(抄)本(発行後3ヶ月以内、写し可)

法人の場合 **名称**の**つながりがわかる**商業登記簿謄(抄)本、登記事項証明書等(発行後3ヶ月以内、写し可)

(C)使用者に変更があった場合

・使用者の住所を示す書類(発行後3ヶ月以内、写し可)

個人の場合は住民票、法人の場合は商業登記簿謄(抄本)または印鑑証明書

・譲渡証明書(押印は不要) 所有者の変更がある場合のみ

③所有者の委任状(押印不要、申請書に記名でも可)

④使用者の委任状(押印不要、申請書に記名でも可)

【ナンバー変更を伴う場合】

⑤ナンバープレート

【その他】

⑥申請書(OCRシート第1号様式)

⑦手数料納付書(手数料無料)

※別途ナンバープレートの費用がかかります。

→[ナンバープレートの費用について](#)

↓ ↓

開くことが出来ない場合は、「自動車の登録」ページの「その他関連項目」を参照下さい。

記載変更(小型二輪)に関するお問合せ先

登録部門 TEL:023-686-4711(ガイダンスの後に「1」をプッシュ)

窓口受付時間(土日祝日を除く) 午前8:45~12:00 午後13:00~16:00